

○養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱

平成24年5月21日

告示第78号

改正 平成25年3月29日告示第64号

平成27年3月17日告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定に基づく法人（以下「NPO法人」という。）が、設立後における当該NPO法人の社会的信用を高め、継続的かつ安定的な活動と自立を促進するため、初期活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するNPO法人とする。

- (1) 町内に主たる事務所を有し、主に町内で活動し、今後も引き続き町内で活動を行う予定の団体であること。
- (2) 役員の2分の1以上が町内に住所を有する者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、NPO法人の登記完了後3年度以内（登記完了した年度を含む。）における当該NPO法人の初期活動に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全額とし、1年度につき10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、こ

れを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするNPO法人の代表者は、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 事業計画スケジュール(別紙2)
- (3) 事業収支計画書(別紙3)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により通知する。

(事業計画の変更)

第7条 前条の規定により通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画の変更又は中止しようとするときは、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業計画(変更・中止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金概算払申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の概算払を認めたときは、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金概算払決定通知書（様式第6号）により通知する。

（状況報告等）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業の実施状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業の完了の日から起算して30日が経過する日又は当該交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 活動報告書（別紙4）

(2) 事業収支決算書（別紙5）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、事業が適正に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第12条 前条に規定する確定通知又は第8条の規定により補助金の概算払の通知を

受けた補助事業者は、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により、町長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（概算払の精算）

第14条 補助金の概算払を受けた補助事業者は、第11条に規定する確定通知の受理後、その確定通知に基づき、当該年度の補助金を速やかに精算しなければならない。

2 前項に規定する精算の結果、既に交付を受けた補助金の額が確定額を超えるときは、その差額を速やかに町に返還しなければならない。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第15条 第13条の規定により補助金の交付を受けた補助事業者は、交付された補助金に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成25年3月29日告示第64号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日告示第75号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	主なもの
報償費	講師、専門家への謝礼
旅費	講師の交通費及び宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等（食糧費は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
役務費	通信運搬費、保険料、翻訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料及び通行料金
備品購入費	購入価格がおおむね2万円を超えるものの購入費（補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
その他の経費	その他町長が必要と認める経費

備考 次の経費は、補助対象経費としない。

- 1 NPO法人の構成員に対する人件費、謝礼、旅費及び食糧費

(表面)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

養老町長 様

所在地  
法人名  
代表者氏名  
電 話

印

養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付申請書

養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この補助金の申請に伴い、私の町税の納付状況について、担当課において関係資料を調査することについて同意します。

記

交 付 申 請 額	円									
特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 年 月 日	年 月 日									
法別表に規定する活動の 分野(該当番号に○を付す こと。)	1 11	2 12	3 13	4 14	5 15	6 16	7 17	8 18	9 19	10 20
活 動 の 目 的										

※ 関係書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 事業計画スケジュール(別紙2)
- (3) 事業収支計画書(別紙3)
- (4) 添付書類
  - ・法人設立認証通知又は法人設立認定書の写し
  - ・登記事項証明書の写し
  - ・社員(会員)名簿

(裏面)

備考 法別表に掲げる活動の分野とは、次に掲げる 20 分野をいう。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

養老町長



養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金については、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

養老町長 様

事業所住所  
事業所名 印  
代表者氏名

養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金(変更・中止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた養老町特定非営利活動法人  
初期活動支援事業補助金補助金に係る事業については、  
〔事業費の変更をしたいので〕  
〔事業の内容を変更したいので〕  
〔事業を中止したいので〕  
養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係  
書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 既交付決定額及び変更交付申請額

既交付決定額	変 更 額	変更交付申請額
円	円	円

2 変更又は中止の理由

3 変更の内容

- (注) 1 事業費の変更申請にあたっては、様式第1号（第6条関係）の関係書類を添付すること。
- 2 交付決定額に変更のない承認申請にあたっては、「1 既交付決定額及び変更交付申請額」中「変更額」及び「変更交付申請額」欄の記載は不要である。
- 3 交付対象事業の中止に係る承認申請にあたっては、「3 変更の内容」欄の記載は不要である。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

養老町長



養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業計画(変更・中止)承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金については、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認

- (1) 補助金変更交付決定額 円  
(2) 承認又は指示の内容

2 不承認  
理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

養老町長 様

所在地

法人名

代表者氏名

印

養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金について、概算払を受けたいので、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払申請額 円

補助対象経費	補助金交付決定額	概算払申請額	残額
円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

養老町長



養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金概算払決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金の概算払については、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 補助金概算払額	円
3 補助金残額	円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

養老町長 様

所在地

法人名

代表者氏名

印

養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定を受けた養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金について、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助事業に要する経費 円

2 関係書類

- (1) 活動報告書（別紙4）
- (2) 事業収支決算書（別紙5）
- (3) 添付書類
  - ・領収書の写し
  - ・年間の活動実績と内容が分かる書類
  - ・その他

別紙 4

活動報告書

年 月 日

1 活動状況(具体的に)

2 事業の PR 方法

3 この事業を行った成果

4 特記事項

(表面)

別紙 5

事業収支決算書

団体名

事業名

1 収入

(1) 事業収入

単位:円

科 目	金 額	摘 要
収入小計①		
町補助金②		
小計③【①+②】		

(2) 事業収入以外の自主収入

科 目	金 額	摘 要
収入小計④		

(3) 収入合計

科 目	金 額	摘 要
収入総額⑤【③+④】		

(裏面)

2 支出

単位：円

	科 目	金 額	摘 要
補助対象経費			
		補助対象経費総額⑥	
補助対象外経費			
		補助対象外経費総額 (支出小計⑦)	
支出総額⑧【⑥+⑦】			

- (注) 1 収入総額⑤と支出総額⑧は、合致すること。  
2 補助対象経費については、領収書の写しを添付すること。

様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

養老町長



養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

養老町長 様

所在地  
法人名  
代表者氏名 印

養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）を受けた養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金について、養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額 円

総額	既交付額	今回請求額	未請求額
円	円	円	円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
預金の種類 及び口座番号	普通・当座	
(フリガナ) 口座名義人		

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第12条関係)